

令和8年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充! 特例承継計画の提出期限も延長される!

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。

法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置については、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■少額減価償却資産の特例

中小企業者等の少額減価償却資産について、減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

■特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等に該当するものを取得等した場合に、即時償却又は税額控除が選択適用できます。（※取得価額の合計が中小企業で5億円以上）

■賃上げ税制

- ①大企業向け 令和8年3月31日で廃止されます。
- ②中堅企業向け 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限である令和9年3月31日で廃止されます。令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については、適用条件となる継続雇用者比較給与等支給額の増加割合を3%から4%に引上げ、税額控除率の上乗せは、増加割合5%以上の場合に5%の加算、増加割合6%以上の場合には15%の加算とされます。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されます。
- ③中小企業向け 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除等の改正

- ①基礎控除及び給与所得控除
基礎控除104万円と給与所得控除74万円を合わせて、給与所得者であれば収入178万円までは、所得税がかからなくなりました。収入金額に応じた基礎控除は次のとおりです。

| 給与収入 | 基礎控除 |
|-----------|-------|
| 665万円以下 | 104万円 |
| 850万円以下 | 67万円 |
| 2,545万円以下 | 62万円 |
| 2,595万円以下 | 48万円 |
| 2,645万円以下 | 32万円 |
| 2,695万円以下 | 16万円 |
| 2,695万円超 | - |

- ②同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ③ひとり親控除
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ④勤労学生控除
勤労学生の合計所得金額要件が、現行の85万円以下から89万円以下に引き上げられます。

いずれも、令和8年分の所得税から適用になります。

■住宅ローン減税

住宅ローン減税について、適用期限が令和12年12月31日までと5年間延長になります。概要については次のとおりです。

①認定住宅等の新築

| 住宅の区分 | 居住年 | 借入限度額 | 控除率 | 控除期間 |
|-----------|------------|------------|------|------|
| 認定住宅 | 令和8年～令和12年 | 4,500万円 | 0.7% | 13年 |
| | | ZEH水準省エネ住宅 | | |
| 省エネ基準適合住宅 | 令和8年・令和9年 | 2,000万円 | | |

②認定住宅等である既存住宅

| 住宅の区分 | 居住年 | 借入限度額 | 控除率 | 控除期間 |
|-----------|------------|------------|------|------|
| 認定住宅 | 令和8年～令和12年 | 3,500万円 | 0.7% | 13年 |
| | | ZEH水準省エネ住宅 | | |
| 省エネ基準適合住宅 | | 2,000万円 | | |

③買取再販住宅・既存住宅の取得・住宅の増改築

| 居住年 | 借入限度額 | 控除率 | 控除期間 |
|------------|---------|------|------|
| 令和8年～令和12年 | 2,000万円 | 0.7% | 10年 |

なお、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢40歳以上であっても年齢40歳未満の配偶者を有する者、年齢19歳未満の扶養親族を有する者には、借入限度額の上乗せ措置がありません。また、床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、住宅ローン減税の適用ができることとされます。ただし、控除期間のうち合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

■子どもNISA

NISA口座の開設可能年齢の下限が撤廃されます。年間の投資額が60万まで、累計で600万円まで利用可能です。以前のジュニアNISAが18歳まで引き出すことができなかったことと比較すると、子どもが12歳以上になった場合に、教育費などに充てることが可能です。

■暗号資産の譲渡に分離課税が適用

暗号資産取引業を行う者に対して暗号資産の譲渡等をした場合に、その譲渡等による譲渡所得等について、他の所得と分離して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税されます。また、譲渡損失が生じた場合に3年以内の繰越控除が認められます。金融商品取引法の改正法が施行された日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用されます。

■私算債の分離課税適用の厳格化

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合の利子を、総合課税の対象とします。

令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき利子から適用されます。

■ミニマムタックス課税の強化

特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者が、個人でその者のその年分の基準所得金額が3億3,000万円から1億6,500万円を超える者に引き下げられます。さらに、税率が22.5%から30%に引き上げられます。令和9年分以後の所得税について適用されます。

■青色申告特別控除について

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること、との要件を満たす場合、控除額が65万円から75万円に引き上げられます。また、10万円の青色申告特別控除の対象者から、簡易な簿記の方法により記録している前々年の年収1,000万円を超える事業者が除外されます。令和9年分以後の所得税に適用されます。

■通勤のために自動車など交通用具を使用する場合の非課税限度額

通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられます。

| 現行 | | 改正案 | |
|----------|---------|--------------------|---------|
| 通勤距離の区分 | 非課税限度額 | 通勤距離の区分 | 非課税限度額 |
| 片道55km以上 | 38,700円 | 片道55km以上 65km未満 | 38,700円 |
| | | 片道65km以上 75km未満 | 45,700円 |
| | | 片道75km以上 85km未満 | 52,700円 |
| | | 片道85km以上 95km未満 | 59,600円 |
| | | 片道95km以上 | 66,400円 |

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用している場合の1月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額（上限は5,000円）を加算した金額となります。

■食事の支給による経済的利益

食事の支給により受ける経済的利益について非課税限度額が月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について非課税とされる1回の支給額が300円以下から650円以下に引き上げられます。

相続税・贈与税関係

■教育資金の一括贈与の非課税制度の廃止

1,500万円までの教育資金の一括贈与制度について、令和8年3月31日までとされている取扱いは延長せずに終了することとなります。

■事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長して、令和10年9月末までとなります。また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長して、令和9年9月末までとなります。

資産税関係

■貸付用不動産の評価

- ①被相続人等が課税時期前5年以内に取得した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。
- ②不動産の小口化商品の対象とされている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

消費税関係

■国境を越えた電子商取引

- ①少額免税の廃止
従来は1万円以下の貨物については、関税と消費税が免除されていましたが、通信販売の方法で海外から国内に宛てて発送される貨物については、1万円以下の譲渡について、消費税の課税対象になります。
- ②物販に係るプラットフォーム課税の導入
大手通販サイトなど、指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を収受する場合は、プラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行ったものとみなされます。
- ③特定少額資産販売事業者の登録制度
通信販売で、海外から国内宛に発送される一の資産の対価の額が税抜き1万円以下であるものの譲渡を行う事業者は、所轄する税務署長に特定少額資産販売事業者として登録を受けることができます。登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後適用されます。

■インボイス制度の経過措置関係

- ①個人事業者向けの3割特例
個人事業者でインボイス登録により事業者免税点制度を受けられない令和9年・令和10年に含まれる各課税期間について、仕入税額控除の額を課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とし、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。
- ②インボイスがない場合の経過措置
インボイスがない場合でも、税額相当額の80%を税額控除できる経過措置について、令和8年10月から50%に変更される予定でしたが、次のとおり緩和されます。

| 期間 | 控除割合 |
|--------------------------|------|
| 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで | 70% |
| 令和10年10月1日から令和12年9月30日まで | 50% |
| 令和12年10月1日から令和13年9月30日まで | 30% |

- ③免税事業者である一業者からの多額の仕入
一 資格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が事業年度で1億円（現行10億円）を超える場合に、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置による課税仕入れを認めないこととします。令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

その他

■固定資産税

償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられます。令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

■防衛特別所得税

防衛特別所得税が創設されます。納税義務者は所得税の納税義務者です。所得税の源泉徴収義務者は、防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

■軽油取引税の暫定税率

軽油取引税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

■ふるさと納税関係

ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割と193万円のいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…
TIS税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

足立税務署からのお知らせ

国税職員採用募集



公正かつ公平な課税及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？
 国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

| 試験区分 | 国税専門官 | | 税務職員 | 国税庁経験者 (国税調査官級) ※令和7年度の実施状況 |
|------|---|--|---|--|
| | A区分(文系) | B区分(理系) | | |
| 受験資格 | 1 平成9年4月2日～平成17年4月1日生まれの者 2 平成17年4月2日以降生まれの者で次の掲げるもの ・ 大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者 ・ 人事院が上記1に掲げる者と同等の資格があると認めらる者 | 1 令和8年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(令和5年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び令和9年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者と同等と認めらる者 | 令和7年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者 | |
| 申込期間 | 令和8年2月19日(木)～3月23日(月) | 令和8年6月12日(金)～6月24日(水) | 令和8年6月12日(金)～6月24日(水) | 令和7年7月28日(月)～8月18日(月) |
| 1次試験 | 令和8年5月24日(日) | 令和8年9月6日(日) | 令和8年9月6日(日) | 令和7年10月5日(日) |
| 試験科目 | 基礎能力試験(多肢選択式) 専門試験(多肢選択式) 専門試験(記述式) | 基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験 | 基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験 | 基礎能力試験(多肢選択式) 経理論文試験 |
| 2次試験 | 令和8年6月22日(月)～7月9日(木) ※1次試験合格通知書で指定する日付 人物試験、身体検査 | 令和8年10月14日(水)～10月23日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日付 人物試験、身体検査 | 令和8年10月14日(水)～10月23日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日付 人物試験、身体検査 | 令和7年11月8日(土)、9日(日)、15日(土)又は16日(日)で指定する1日 人物試験 |
| 3次試験 | | | | 令和7年12月上旬又は中旬で指定する1日 総合評価面接試験 |
| 合格発表 | 令和8年8月12日(水) | 令和8年11月17日(火) | 令和8年11月17日(火) | 令和7年12月24日(水) |

※ 国税庁経験者採用試験(国税調査官級)については、令和7年度の実施状況を記載しています。
 令和8年度の試験概要については、令和8年7月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。

人事院国家公務員試験【採用NAV】



採用関係お役立ちリンク集



国税庁 YouTube チャンネル(採用)



国税庁採用 Instagram



都税事務所からのお知らせ

～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先を変更される方へ～

固定資産税・都市計画税 納税通知書(土地・家屋)の送付先変更手続はお済みですか？



住民票の変更手続をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書の送付先は変更されません。登記手続がお済みでない場合は、以下の送付先変更手続をお願いいたします。

【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所にご提出ください(足立区内の土地・家屋は、足立都税事務所へ)



【インターネットの場合】

「LoGo フォーム」からお手続きください。



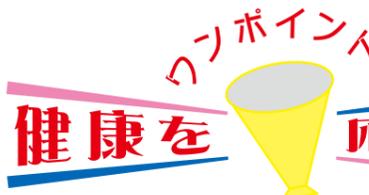
○ 上記手続は、23区内の固定資産税及び都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。

納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。
 <変更できないもの(例)> 納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名

○ 海外へお引越しされる方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

足立区内の土地・家屋については、足立都税事務所(代表:03-5888-6211)にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続につきましては、東京法務局登記電話案内室(03-5318-0261)にお問い合わせください。



第135回

『健康長寿の秘訣とは』

葛飾健診センター長

吉原 一郎 先生

～Dr.クラとIさんの健康小話～

- Iさん: 先生～あっという間に一年が過ぎていきますね～
 このままじゃすぐに、寿命がくるのでは～(涙)
- Dr.クラ: 長生きしたければ3つの事に向き合う必要があるんじゃないかな。
- Iさん: それを是非教えてください～
- Dr.クラ: まずは睡眠! 毎日の量と質の確保、これに尽きる。
- Iさん: がっかり(落)
- Dr.クラ: 次に運動習慣! 週に3回以上の軽い運動をする事。
- Iさん: さらにがっかり(落)
- Dr.クラ: そして食習慣! 和食を基本として、その他すべては時々のご褒美とする事。
- Iさん: 終わってる・・・(涙)
- Dr.クラ: 毎日この3つと真剣に向き合う。健康長寿の秘訣はこんな当たり前のことの積み重ねなんだと思う。これが私の何十年かの医者としての結論だよ。
- Iさん: 振り返ると真逆ばかりだったけど、今からでも間に合いますかー(大粒涙)
- Dr.クラ: もちろん!
 この3つと向き合うための大切な心構えとして、時間は前にしか進まないのだから私たちが前を向くしかないんだよ。そう今、この瞬間からはじめよう!
- Iさん: 最後はやっぱり、心の在り方なんですわね～(笑顔)

従業員の退職金準備は

東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

○ 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
 ○ 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○ この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
 ○ このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
 ○ ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・お問い合わせは TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
 TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



2026年 新年賀詞交歓会

日時：2026年1月26日(月) 17:30～
会場：浅草ビューホテル 4階 飛翔
参加：126名

《2025年度 税務関係表彰者》

- 東京国税局長表彰 矢島 幹也 様
- 足立税務署長表彰 佐藤 信高 様
- 足立税務署長表彰 田淵 恵子 様
- 足立税務署長感謝状 嶋田 久栄 様
- 足立税務署長感謝状 蓮池 正樹 様
- 足立税務署長感謝状 道畑 仁志 様
- 税務功労者都税事務所長感謝状 細井 一司 様
- 足立区納税功労表彰 細井 一司 様

受表彰者の皆さま ▶



▼ 式典の様子



厚生委員会&区民まつり実行委員会 チャリティー募金及び寄付金の贈呈

新年賀詞交歓会において、昨年11月13日(木)に開催した「第44回チャリティーゴルフコン

ペ」の参加者から募ったチャリティー募金51,000円を近藤やよい区長へ全額寄付いたしました。

また、昨年10月11日(土)・12日(日)「あだち区民まつり A-Festa2025」に出店した際のポップコーン販売、ヨーヨー釣り、スーパーボールすくいの売上から経費を差し引いた収益金22,568円も同様に近藤区長へ寄付いたしました。

今回の寄付した寄付金は、足立区の育英資金積立基金として経済的な理由から修学が難しい子どもたちの支援に活用していただきます。ご協力いただきありがとうございました。

(事務局長 橋浦 亮)

▼ チャリティーゴルフ寄付



▲ 区民まつり寄付

女性部会 新年研修会 ～副署長講演会～

新年賀詞交歓会の第1部として、女性部会新春恒例の新年研修会を開催いたしました。

今回は初めての試みとして、前半を青木次彦副署長による「キャッシュレス納付に関する研修会」、後半を町田隆副署長による「副署長講演会」という研修+講演の2部制での開催となりました。

副署長お二人直々に税について研修していただき、例年以上に有意義な時間を過ごせたと思います。足立税務署の皆さま、ご参加いただいた皆さまありがとうございました。

(参加66名 女性部会長 牛島 珠美)



◀ 青木副署長

▶ 町田副署長

女性部会 ～都内の臨海エリアを巡る研修会～

2月4日(水)女性部会のバス研修会を開催いたしました。

最初の訪問先は、豊洲市場の隣にある千客万来です。観光客でごった返しているようなイメージでしたが、平日だからか思ったよりも人が少なく、落ち着いて見学や買い物をする事ができました。

お楽しみの昼食は、ホテルグランドニッコー東京でのランチコース!ケーキやイチゴなどが食べ放題のデザートビュッフェ付きで、メイン料理が到着する前からみんなお腹いっぱいになりました(笑)

午後は有明のそなエリア東京で防災体験学習です。被災地をリアルに再現したジオラマの街を歩きながら、防災の準備や被災時の対応についてクイズ形式で勉強しました。いつ起こるか分からない災害に対する意識がより高まる研修内容だったと思います。



そなエリア東京での集合写真

当日はお天気も良く、部会員の皆さんと楽しい一日を過ごせました。ご参加いただきありがとうございました!

(参加23名 女性部会長 牛島 珠美)

女性部会役員会

開催日:2月10日(火)
場所:足立法人会館
参加:16名



支部活動報告

第9支部 役員会

開催日:12月19日(金)
場所:こがね鮨
参加:13名



第13支部 役員会・異業種交流会

開催日:2月6日(金)
場所:奈可川
参加:42名



第10・11支部 合同役員会

開催日:1月15日(木)
場所:松鈴
参加:16名



第10・11支部 合同異業種交流会

開催日:2月13日(金)
場所:木曾路 竹の塚店
参加:48名



第4支部 役員会

開催日:1月16日(金)
場所:ぶーの
参加:14名



第12支部 税務研修会

開催日:2月16日(月)
場所:竹の塚地域
学習センター
参加:21名



第1～5支部 合同異業種交流会

開催日:1月30日(金)
場所:足立成和信用金庫
本店
参加:48名



第4・5支部 合同税務研修会

開催日:2月18日(水)
場所:足立成和信用金庫
弘道支店
参加:15名



支部会員紹介

第2支部

(千住曙町、千住関屋町、千住東1・2丁目、千住旭町、柳原1・2丁目、日ノ出町)

株式会社 ヤング わか い よしたか
代表取締役社長 若井 啓考

事業内容・企業紹介

Q.創業の経緯・創業時の想いや、これまでの最大の困難・乗り越え方を教えてください。

A.1970年にOEMハンドバッグ製造メーカーとして創業し、2025年5月に代替わりをして現在は2代目となりました。創業当時の想いは、デザイナー様が想像するデザインを確かな技術で立体化し、正確に量産することを使命とすることです。OEMという業態上、発注元の業績に左右されやすく、その都度厳しい局面も経験してまいりましたが、その中で技術力と対応力を磨いてきました。直近ではコロナ禍の影響という大きな試練もありましたが、自社ブランドによる卸事業や直販店(フォーセット)の展開、さらに修理部門の強化によって自発的に売上を生み出す複数のチャネルを確立し、環境変化に左右されにくい事業基盤を築くことで乗り越えております。

Q.会社を継いだ時の忘れられない出来事や経営に迷ったときに立ち返る信念を教えてください。

A.すべての事業は源流にある作り手という立場から考えるという視点を軸にしています。



おしゃれなバックが飾られた店内

Q.どのような製品・サービスを提供していますか？

A.ハンドバッグ、お財布、各種革小物やアパレルなどの自社ブランドの企画、製作、卸、店舗運営をメインに、ハンドバッグのOEM、海外メゾンブランドの修理事業を並行して展開しています。

Q.「これだけは他社に負けない」という、アピールポイントはどこにあると思いますか？

A.作り手の視点からのアイデアやデザインを追求しています。アピールポイントは、BEERBELLY(ビアベリー)という、自社のオリジナルブランドです。ビアベリーとは英語で「ビール腹」という意味です。ビールを片手にした自由な発想で、遊び心あふれるバッグを生み出し、スタッフ全員が商品企画や生産にかかわっています。



代表の若井さん

Q.これから、この地域でどのような存在の会社になっていきたいですか？

A.成長よりも持続性を重視して、長くお付き合いのできる存在を目指しています。

Q.他の会員企業様へのコラボレーションなどの呼びかけをお願いします。

A.異なる技術やアイデアを交差させて未踏のものづくりが模索できたら嬉しいと思います。

Q.休日のリフレッシュ方法や、最近ハマっていることは何ですか？

A.私は自動車、オートバイ、自転車、ランニングなど移動を伴う時間が好きなので、休日どこに行こうかと考える時間がリフレッシュになっています。



落ち着いた気品のある店内

これがビアベリーの「ダブルフラップ」というセキュリティ抜群の特徴的なデザインです！

蓮池支部長からのメッセージ

小学校からの友人が手掛ける革製品のブランドで、私もバッグ・お財布・キーケース等を愛用しています！「ダブルフラップ」という特徴的なデザインが魅力で、特にお財布はそのデザインを活かして見た目以上の収納量を実現している点がおすすです。

○会社情報○

株式会社ヤング

住所:東京都足立区柳原1丁目5番3号

MAIL:info@beerbelly.young1970.jp

営業時間:AM10:00~PM6:30

アクセス:北千住駅から徒歩10分

HPはこちら→



株式会社 カクシンモビリティ

代表取締役社長 柳 慎太郎 やなぎしんたろう

—— 企業紹介 ——

■ 企業の成り立ち

1964年9月に祖父が設立し、2024年10月に創業60周年を迎えました。プロパンガス供給から始まり、住宅設備、建設事業へと領域を広げ、現在は自動車事業へと「地域の暮らしを支える」という想いで事業を多角化し、現状に甘んじずに経営革新を続けてきました。

2011年に私が31歳で三代目として就任。「挨拶」と「環境整備の徹底」を掲げた改革は、慣習との摩擦から大量離職という困難も生みましたが、強い組織づくりに不可欠と信じて妥協せず取り組みました。この経験が現在の企業文化の礎となっています。

■ 業務内容

現在は、車検・钣金・コーティング・車両販売(リース)の4本柱で、足立・葛飾・荒川エリアを中心にサービスを提供しています。

- 車検:最短45分、年間6,000台以上の「車検の速太郎」
 - 钣金:年間1,500台、最新設備と熟練工による「钣金の速太郎」
 - コーティング:年間1,200台、1級資格者が施工する「KeePerプロショップ」
 - 販売・リース:月々9,900円~の定額リース「ジョイカル」
- 地域密着のワンストップ体制で、お客様のカーライフを総合的に支えています。



お客様満足スピード車検!

笑顔でいらっしゃいませ!

■ 企業PR

同社の強みは「スピード×品質×人の魅力」の三位一体です。技術力に加え、AIには代替できない“人ならではのホスピタリティ”を大切に、お客様から「次もカクシンさんに」と選ばれる理由は社員の「輝き」が伝わっているからだだと自負しています。

蓮池支部長コメント

娘の保育園でのパパ友が勤務しているというご縁もあり、マイカーの車検で大変お世話になりました。また、車検だけではなく修理や冬用タイヤへの交換等も引き受けてくださり、丁寧かつ素早い対応で安心してお任せできます。

代表の柳さん▶



車検の速太郎 社屋

今後は、無理な規模拡大や店舗数の増加は追いません。目指すのは、中途半端な拡大ではなく、「高単価・少人数・高品質」なモデルです。売上規模よりも1人当たりの生産性と社員の幸福度を最優先に、5年以内に平均年収600万円を目指します。「給料も高く、休みも取れる良い会社」と地域で評判になる、入社待ちが出る企業を目指しています。

—— 経営者紹介 ——

■ 経営理念・信念

代表が最も大切にしているのは「凡事徹底」です。“元気な挨拶”“整理・整頓・清潔”といった当たり前のことを、他者から「異常だ」と思われるほど徹底してやり抜くことこそが、信頼と生産性を生むと確信しています。

■ 仕事の醍醐味

社員が自ら考え、現場力を発揮し、お客様から「ありがとう」と感謝される瞬間が最大の喜び。また、会社の利益を「全社員一律のベースアップ」として還元できたことは、経営者としての大きな達成感につながっています。

社員が「この会社に入ってよかった」と誇りを持つ環境づくりが私の使命です。

■ 地域への想い

足立区は創業の地であり、育ててもらった大切な地域。「カッコいい大人が働く会社」を増やし、子どもたちが「地元で働きたい」と思える街にしたいという強い想いを抱いています。

★トピックス

カクシングループ所属のレスリング・清岡幸太郎選手は2025年12月の全日本選手権(天皇杯)で見事二連覇を達成。最優秀選手賞にも輝き、天皇杯を手にしました。弊社は清岡選手の挑戦を支え、地域貢献や新たな価値創造に取り組んでいます。足立から世界を目指す若き才能を、区内企業一丸となって応援していきましょう。



○会社情報○

株式会社カクシンモビリティ

住所:東京都足立区千住曙町37-33

TEL:03-3888-8611

営業時間:9:00~18:00

アクセス:東武スカイツリーライン「堀切駅」から徒歩3分
京成線「京成関屋駅」から徒歩6分

須貝 麻由の

最終回

へんげん三味線物語



「決断の時！東京での挑戦と、これからの未来」～夢を追い求めて、新たな舞台へ～

姉妹ユニット「まゆかり」として歩むこととなった須貝さん。今日は、22歳で東京へ飛び込んだ決断と、コロナ禍の逆風の中で手放さなかった“音”の物語をお届けします。

読み終えたとき、子を見守る親の心にも、そっと灯がともるかもしれません。

～夢を仕事にしたい—22歳、上京の決断～

私が上京したのは、大学を卒業した22歳のときでした。大学では福祉を学び、社会福祉士を目指していました。4年生になると病院での実習が始まり、現場の空気や、人の暮らしを支える責任を肌で感じる日々。実習が終わる頃、周囲は就職活動真っただ中で、私も「このまま福祉の道へ進むのが正解なのか」と何度も自分に問いかけました。

そんなとき、ふと胸に浮かんだのが——「好きなこと、得意なことを仕事にしたい」という思いでした。学業の傍ら、仙台を中心に続けてきた三味線。舞台上立つたび、音が空間を満たし、誰かの表情がふっと和らぐ瞬間があって、「私の進む先はここかもしれない」と感じるようになりました。憧れの東京で演奏活動してみたい。そう決めたときの胸の高鳴りは、今でも覚えています。

家族に「東京で仕事をしてみたい」と伝えた夜、心配そうな沈黙が少しだけ続きました。母が最後に言ったのは、「ちゃんと食べて、ちゃんと寝て。…それでも行きたいなら、行っておいで」という一言。家族全員に見送られた時の「頑張っただけ」その言葉は、上京してから何度も私を支えてくれました。



～コロナ禍の東京で、立ち止まりながらも前へ～

ところが、上京した時期はなんと、あの新型コロナウイルスの流行時期でした。しかも緊急事態宣言が発令される厳しい状況…。希望を抱いて来たはずなのに、演奏の仕事は次々と中止。スマホの通知が鳴るたび、胸の奥がひやっとして、「私、何しに東京に来たんだろう」と立ち尽くした日もあります。

そんな中、上京前から面接を受けていた宅配ピザチェーンでアルバイトを始めました。焼きたての匂いをまとって夜道を走り、家に戻ってから三味線のケースを開ける。指先が思うように動かない日も、音に触れるだけで「まだ大丈夫」と自分に言い聞かせました。正直、「三味線をやるために東京に来たのに、ピザ屋が本業なのでは」と思ったこともあります。それでも、働ける場所があるありがたさを抱えながら、前に進むしかありませんでした。

苦しい時期ほど、母からの電話は短くて優しい。「無理してない？」「今日は何食べた？」——たったそれだけなのに、涙が出そうになる。離れて暮らして初めて、当たり前のように守られていた日常の尊さや、母の強さを知りました。思い通りに演奏できない時間を過ごしたことで、舞台上立っていることの重み、音に向き合えることのありがたさが、以前よりずっと深く心に根づいた気がします。

やがて演奏会も少しずつ再開し、東京で活動する先輩や仲間、定期的に演奏できる場所やお客様との出会いにも恵まれました。「また聴けて嬉しい」と言ってくれた一言が、どれほど救いになったか分かりません。久しぶりの本番で、舞台袖で深呼吸したとき、手が少し震えました。最初の音が会場にずっと通った瞬間、「戻ってこられた」と胸が熱くなりました。

～姉妹で歩むこれからと、感謝を胸に～

現在は地元・仙台に拠点を移し、姉妹ユニット「まゆかり」での活動に力を注いでいます。結成当初は東京と仙台を行き来しながら、私が姉を引っ張らなければと肩に力が入っていた時期もありました。でも今は、互いの強みも弱みも分かったうえで、音を交わし、支え合える

関係になったと感じています。姉妹だからこそ言えること、姉妹だからこそ届けられる音がある——そう信じています。

今回で連載は最終回となります。これまで読んでくださった皆さま、本当にありがとうございました。この連載を通して、私や「まゆかり」を知るきっかけになっていたら嬉しいです。これからも、温かく見守っていただければ幸いです。

コラム 三味線

今回でコラムも最後です！ステージで目を奪われるのは、弾き手の所作や表情…でも実は、もう一人の“立役者”がいます。そうです、三味線そのもの。同じフレーズでも、鳴り方が違う。余韻が伸びたり、パーンと抜けたり、逆に艶っぽくまとわりついたり、音の秘密は「弦・胴・棹・皮・糸巻き」にあります。三味線は、見た目はシンプルでも“音を鳴らす仕組み”はかなり理にかなっています。各パーツの役割を知ると、聴こえ方も弾き方も一段おもしろくなりますよ。

①弦（げん）

弦は音の“声”そのもの。3本の弦の振動が胴と皮に伝わって大きな音になります。素材や太さ、張り具合のわずかな差で、鳴りの伸びや音色がガラッと変わります。（弦の名称：一の糸／二の糸／三の糸）

②胴（どう）

胴は音を育てる“共鳴箱”。弦の振動は駒（こま）を介して皮に伝わり、胴の中で響いて前に飛びます。この胴があるから、あの「パーン」と抜ける三味線らしい音になります。

③棹（さお）

棹は音程を生む“道”。フレットがない分、指の位置と押さえ方で音程が決まり、音に表情が出ます。「勘所（かんどころ）」＝左手で弦を押さえる位置のこと。理屈より先に、身体が覚えていく楽器です。

④皮（かわ）

皮は音を増幅する“膜”。弦の振動を受けてパッと反応し、張りのある音を作ります。ピンと張れているほど鳴りは良いけれど、湿度や温度で機嫌が変わりやすい繊細な存在です。

⑤糸巻き／音締め

糸巻きは音程を決める“調弦装置”。ギア式ではなく摩擦で止めるタイプが多く、回すときに少し押し込みながらがコツ。湿度が高い日は動きづらいこともあり、木が湿気を吸って微妙にふくらむのが理由の一つと言われます。



【動画】あずまさわり（東さわり）

三味線らしい“ピリッ”とした余韻の正体のひとつが、あずまさわり。言葉だけだと伝わりづらいので、実物の動きと音をYouTubeでどうぞ。右記のQRからご覧いただけます。



相棒の機嫌を読めるようになると、聴く側の楽しみも、ぐっと深くなります。ここまで読んでくださって、ありがとうございました！

須貝麻由 プロフィール

祖父母と姉の影響で5歳から津軽三味線を始め、二代目小田島徳旺氏に師事。小学生の頃より全国大会で優勝を重ね、2014年には、津軽三味線日本一決定戦の最高峰『日本一の部』を当時最年少16歳で制覇。小学2年生では津軽手踊り東京大会でも優勝。現在は姉とのユニット『津軽三味線姉妹ユニットまゆかり』でも活動の幅を広げている。

3月のテーマ「税」に多数のお申し込み有り難うございました。広報委員会・選者で厳選した結果、以下の5作品に決まりました。次回も奮ってご参加下さい。

将来の世代に役立つ 税であれ

(藤の花)

膨張する福祉費は、高齢化社会に対応したものです。防衛費が増えるのは、平和を守る大事なこともあります。将来に役立つ税の遣われ方とは？

税額を 自慢できるほど 稼ぎたい

(コナツ)

お金持ちには沢山税を納めてほしい。貧しい人のためにも、ぜひ多額の税金を納める人が大勢出てほしいものです。でもこの句には、逆の意味も？

所得を増やすには、減税が。でも、減税には元手が必要です。それをどこに求めるか？国債は増える一方。難しい問題に直面しています。

減税を 叫ぶ政治家 選挙後は

(ゆういち)

選挙のスローガンでは票を集めても、実現しなければ空手形になります。こんな候補者には、投票してはなりませんね。

税下げて 支持率上げて 票集め

(げげげ)

返礼品 目当てにふるさと 増え続け

(部長課長)

地方の農作物や珍しい郷土産物を戴きたい。「ふるさと納税」が盛んになっています。納税をすすめるためには、よい傾向とは思いますが。

『総評』

毎年年度末には、税のお題で皆さんから応募いただくのが恒例となっています。税金を快く納めて得をするという「ふるさと納税」が納税者に受け入れられて大流行です。こうなると一層、税の遣われ方が問われることになりま。次世代ばかりか更に先を見据えた将来に役立つ遣われ方とは何か。それを監視するのは、納税者であるあなた自身でもあるわけです。納めたら黙認というわけにはまいません。しっかりと見届けましょう。責任は重大です。

納めれば 遣われ方にも 目を向けて

(藤袴)

次世代から 未来見据えた 納税者

(藤袴)

**5月号のテーマ
【無理】**

「川柳」は、五・七・五のリズムで詠む口語の定型詩です。口語以外の言葉を用いることもあります。俳句と違い、季語を用いる必要はありません。テーマの言葉を入れる必要ありません。

お一人様、二句まで、ハガキ
又は、FAXで投句

※句掲載の方には、
クオカード(一、〇〇〇円分)
を差し上げます。

締切
二〇二六年三月二十七日(金)まで

投句先

〒二〇一〇〇三五

足立区千住中居町二十五一七
FAX 三八七九一三五四〇
(公社)足立法人会 川柳係へ
お寄せください。

〈選者・コメンテーター紹介〉

秋庭 隆(あきば・たかし)

戦後18年間、足立区に居住。
現在、「東海道ネットワーク
の会21」顧問(藤沢市在住)。

あとがき

年度末を迎え、今年度も多くの制度や仕組みが変化した一年となりました。

一方で、物価の高い状況が続き、日々の暮らしの中で負担を感じる場面も多かった一年だったと思います。

この広報誌が、皆さまのひとときの休息になれば嬉しく思います。

(古谷広報委員)

公益社団法人
足立法人会報
第300号 (通巻362)
2026年3月1日発行
発行所
公益社団法人 足立法人会
足立区千住中居町25-7
電話 (3881) 0326
メールアドレス
koueki@adachi-houjinkai.or.jp
編集人
広報委員会